

予約制乗合タクシーは**全てフリー乗降**となります。運行経路には路線バスのような停留所はありません。運行経路上であれば、どこでも乗り降りすることができます。

例えば、自宅前が運行経路になっている場合は、自宅前で乗り降りできます。また、自宅前が運行経路になっていない場合は、最寄りの運行地点まで出て、乗ることになります。

予約制乗合タクシーのご利用方法

①利用登録する



- 市内在住の方は、事前に利用者登録をお願いします。
- 市企画課へ電話または総合支所窓口へ利用登録申込書をご提出ください。（利用する方の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日を登録）
- 障がい者手帳、運転経歴証明書等お持ちであれば割引料金で乗車できますので、合わせて提示してください。
- 後日、市企画課で利用登録証を発行します。（支所では受付のみとなります）

※帰省や観光で来られた方は登録していなくても利用できます。

②予約します

午前便を利用したい場合は、利用日の前日の午後5時まで、
午後便を利用したい場合は、当日の午前中までご予約ください。



（1）路線ごとに担当するタクシー会社が違います。

使いたい路線を担当するタクシー会社へ電話し、登録してある方は、登録番号をお伝えください。登録していない方は、お名前等をお伝えください。

（2）以下について、タクシー会社にお伝えください。

「乗りたい路線名」、「何時の便か」、「どこから乗るか」「どこで降りたいか」

③タクシーに乗る

- ②で予約した時間と場所で、タクシーが来るのを待ちます。
- 車両には「乗合タクシー」と掲示してありますので、普通のタクシーと区別がつけます。



④料金を支払う

- 停留所はありませんので、路線上であれば好きなところで降りることができます。運転手さんに料金をお支払いください。

お願い

予約の変更やキャンセルの場合は、すぐにタクシー会社へ連絡をお願いします。キャンセル料はかかりませんが、車両が出発すると運行費用が発生しますので、皆様のご協力をお願いします。

乗せて行ってくれる人がいたので、予約を取り消します。

